

資料2

第6章

子どもの貧困対策の推進

(山口市子どもの貧困対策推進計画)

子どもの貧困対策

1 策定の経緯

家庭の生活困難な状況が、子どもの学力や進学、就労等にも影響することにより、世代を超えて連鎖してしまうことが大きな社会問題となっています。生活困難度の高い子育て世帯への対策に取り組むことが急務となっています。

国においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、4つの施策（教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援）による子どもの貧困対策が推進されています。

県は、令和3年3月に、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定（改定）し、21項目の指標設定と、その改善に向けた4つの施策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援）を定め、施策別に各種事業に取り組んでいます。

本市においても、子どもの貧困対策を推進し、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちが将来に夢や希望をもって成長していけるよう、その行動指針となる「山口市子どもの貧困対策推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく計画とします。
- (2) 「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画」に内包させます。

3 計画の期間

令和4年度から令和6年度までとします。

（「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画」と同期間とします。）

4 現状と課題

(1) 現状

■子どもの生活実態調査について

山口県が令和元年に実施した「山口県子どもの生活実態調査」のうち、本市の現状は次のとおりです。

対象者	回答者	山口市回答数
児童	小学5年生	285人
生徒	中学2年生	255人
保護者	小学5年生	285人
	中学2年生	255人

① 生活困難度

「A 低所得」、「B 家計の逼迫」、「C 子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素を用いて分類したところ、2つ以上の要素に該当し、困窮層にあると思われる家庭が小学5年生では5.6%、中学2年生では12.9%、いずれか1つに該当するその周辺層まで含めた生活困難層にあると思われる家庭は小学5年生では18.9%、中学2年生では27.4%となっています。

区分		小学5年生の家庭		中学2年生の家庭	
		山口市	県全体	山口市	県全体
生活困難層	困窮層+周辺層	18.9%	20.0%	27.4%	23.6%
	困窮層	5.6%	7.1%	12.9%	8.5%
	周辺層	13.3%	12.9%	14.5%	15.1%
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない	81.1%	80.0%	72.6%	76.4%

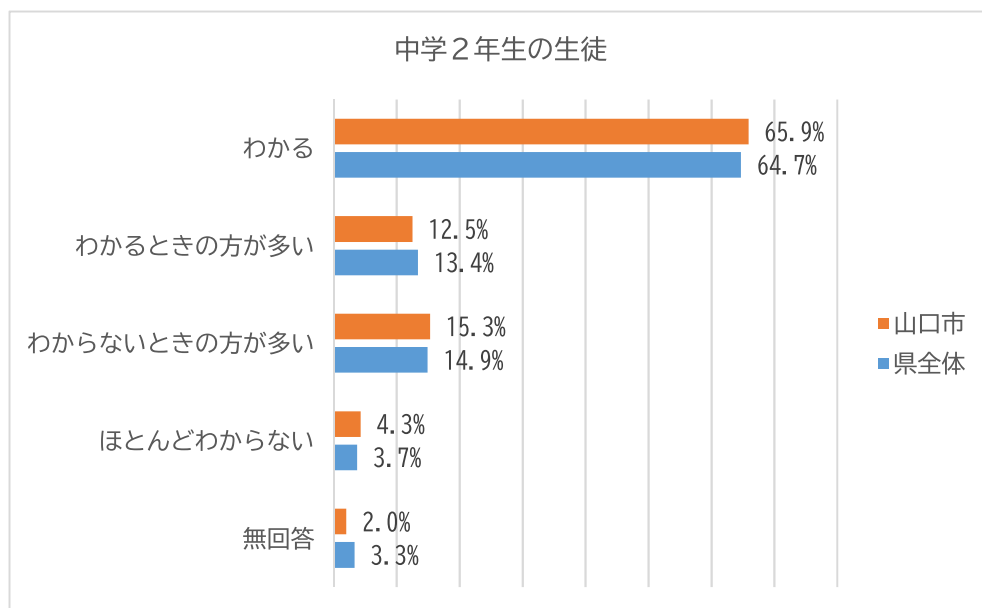
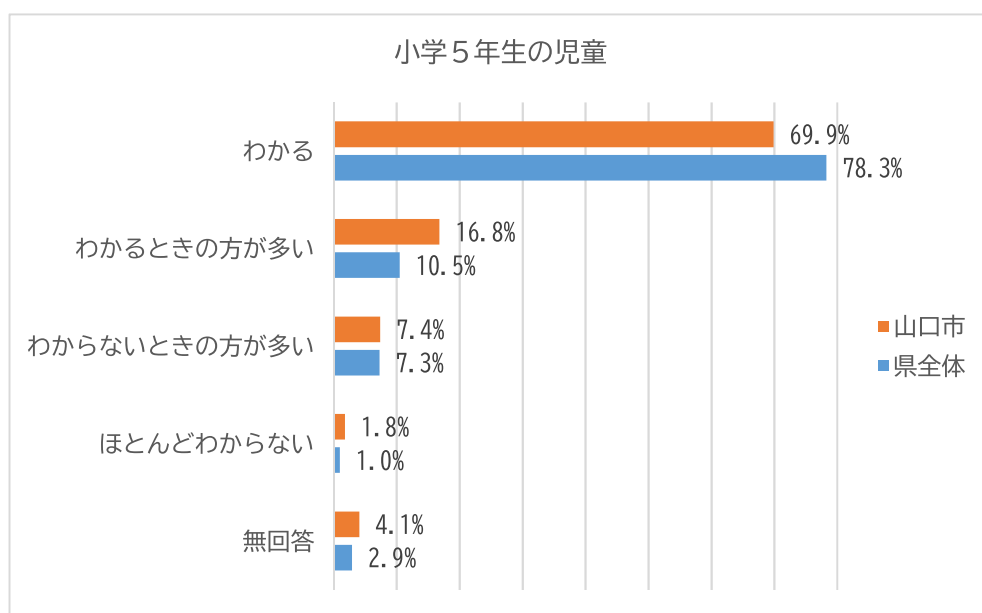
※ 生活困難度における階層別の傾向につきましては、山口市の回答数が少ないことから、県全体の傾向を記載することとします。

② 教育に関すること

- ・ 3分の2の児童、生徒が、授業を理解できています。
- ・ 保護者が子どもの勉強を見る時間が少ない傾向にあります。
- ・ 子ども、保護者ともに進学への希望が高い傾向にあります。
- ・ 一方で、経済的な理由から、「塾に通うことができない」「子どもに受けさせたい教育段階を低くせざるを得ない」と考える保護者も見られます。

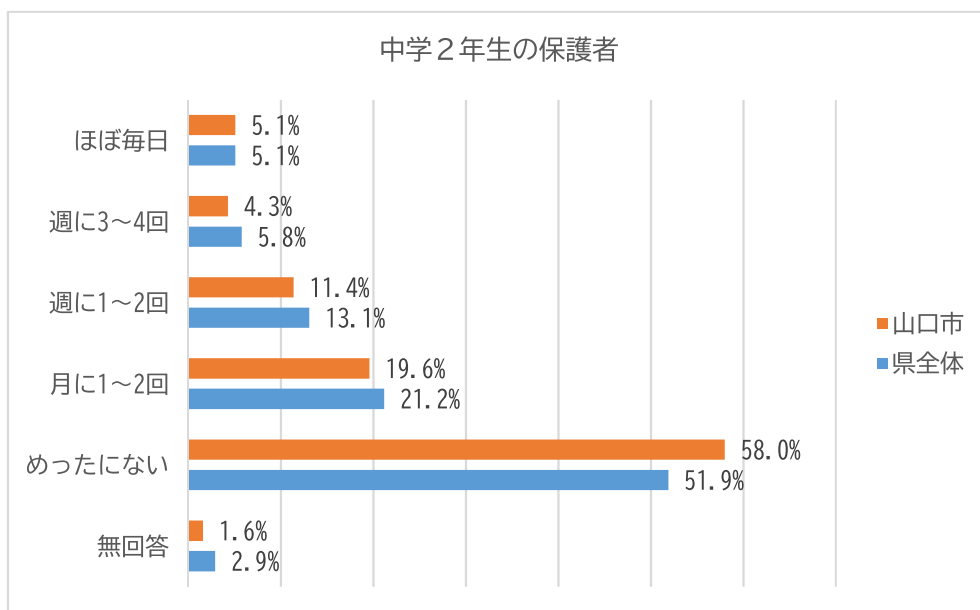
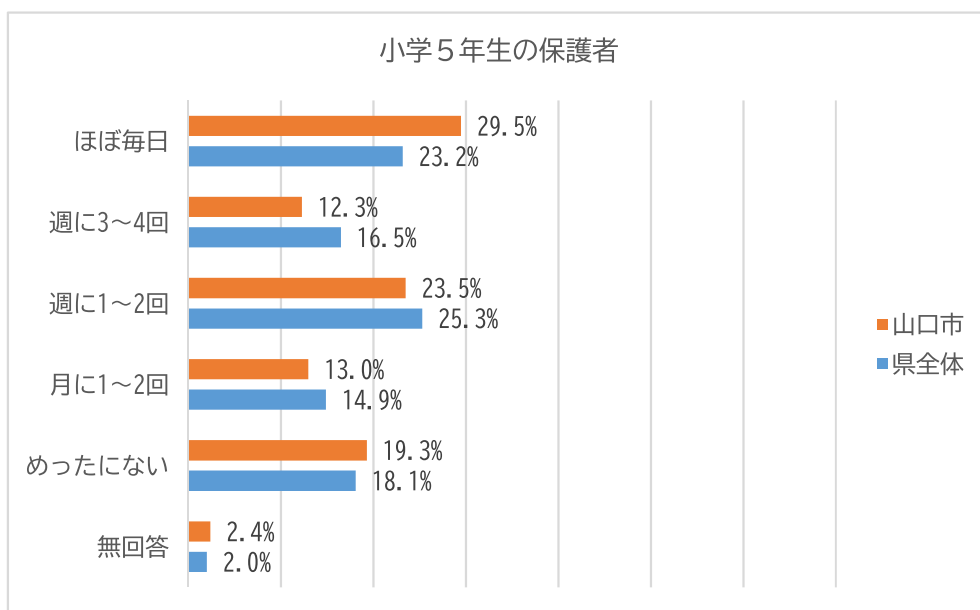
(ア) 授業の理解度

「わかる」と回答した児童生徒の割合は、小学5年生で69.9%、中学2年生で65.9%となっています。県全体の調査結果では、生活困難層の方が、非生活困難層よりも「わかる」と回答した割合が低くなっています。



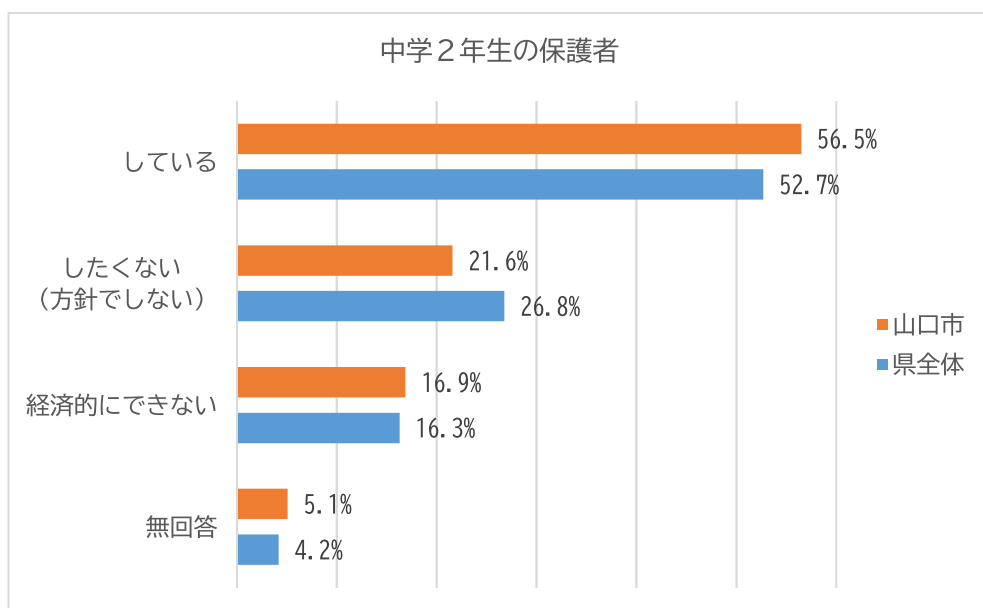
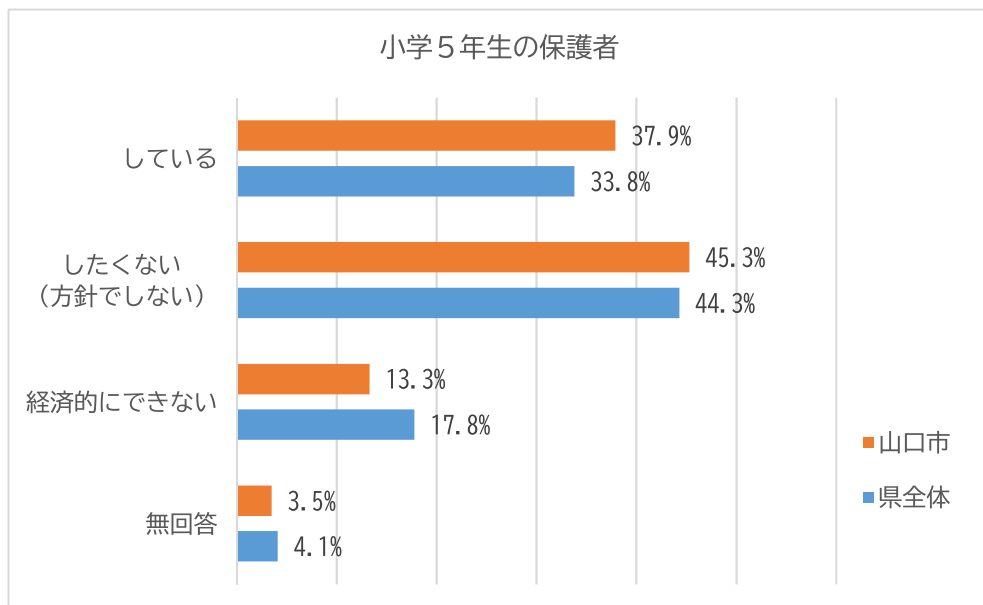
(イ) 子どもの勉強を見る時間

「めったにない」と回答した保護者の割合は、小学5年生で19.3%、中学2年生で58.0%となっており、県の平均値を上回っています。



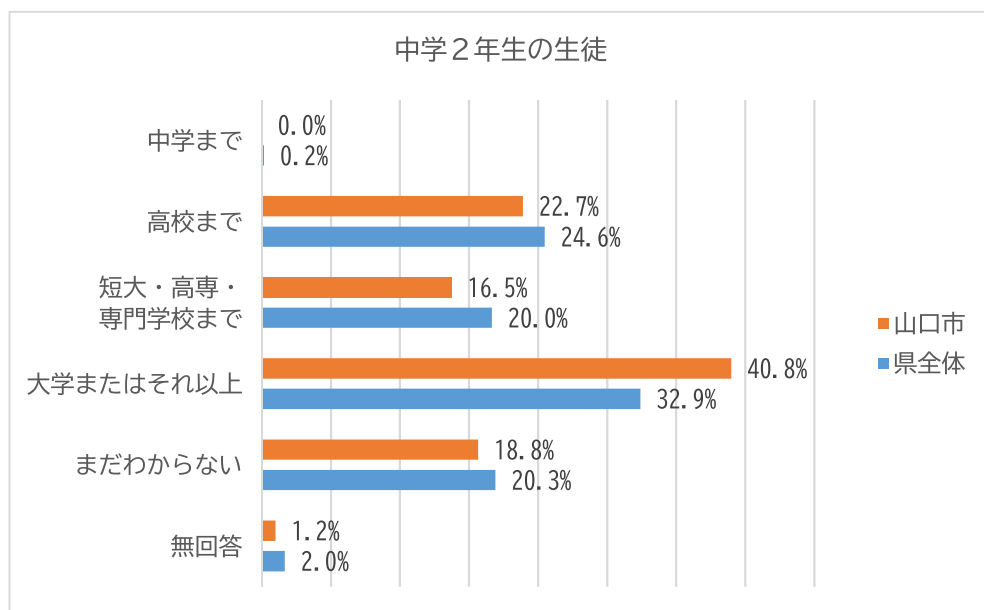
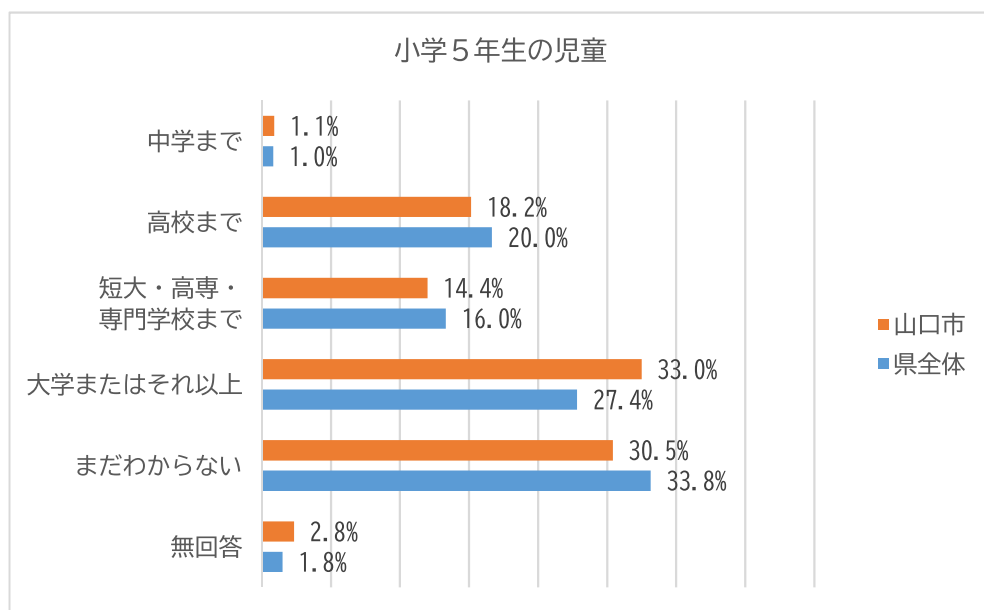
(ウ) 学習塾への通塾

「通塾している」と回答した保護者の割合が、県の平均値を上回っています。一方、「経済的にできない」と回答した保護者の割合は、小学校5年生で13.3%、中学2年生で16.9%となっています。



(エ) どの段階まで進学したいか

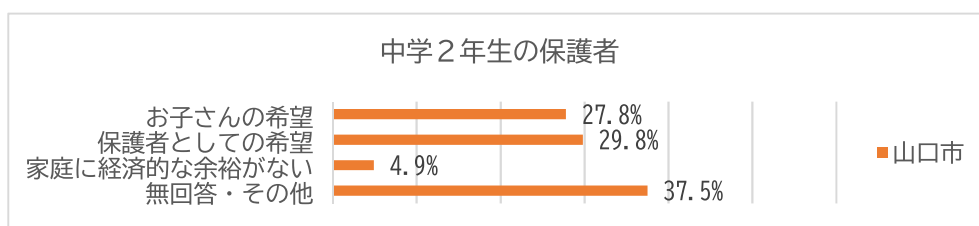
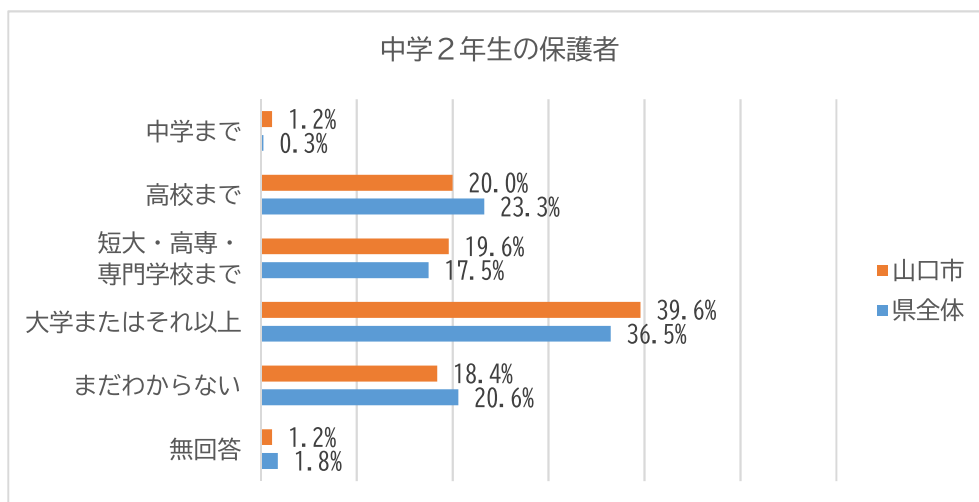
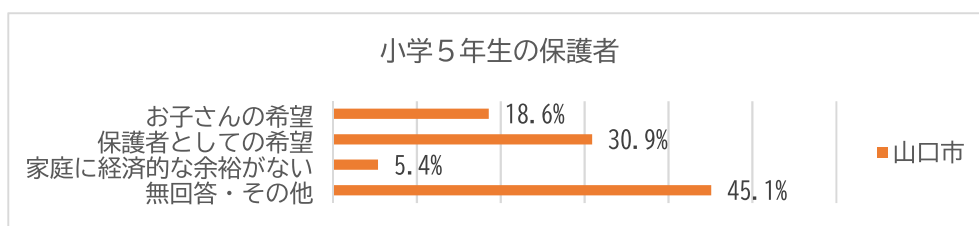
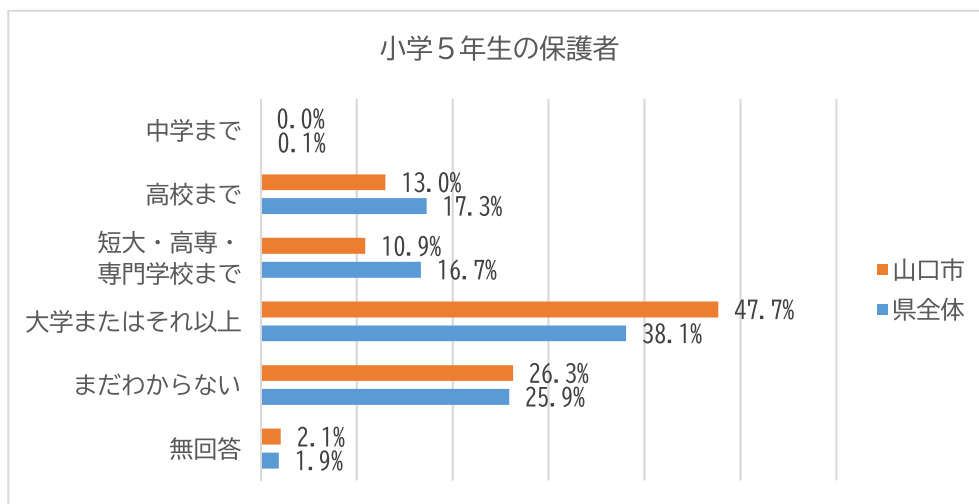
「大学またはそれ以上」と回答した児童生徒の割合は、小学5年生で33.0%、中学2年生で40.8%と最も多くなっており、県の平均値を上回っています。



(オ) 子どもに受けさせたい教育段階とその理由

「大学またはそれ以上」と回答した保護者の割合は、小学5年生で47.7%、中学2年生で39.6%と最も多くなっています。その理由として、小学5年生、中学2年生ともに「保護者としての希望」が最も多くなっています。

一方で、「家庭に経済的な余裕がない」と回答している保護者の割合が、小学5年生で5.4%、中学2年生で4.9%となっており、子どもに受けさせたい教育段階を低くせざるを得ない状況も見られます。県全体の調査結果では、生活困難層の方が、非生活困難層よりも「家庭に経済的な余裕がない」と回答した割合が高くなっています。

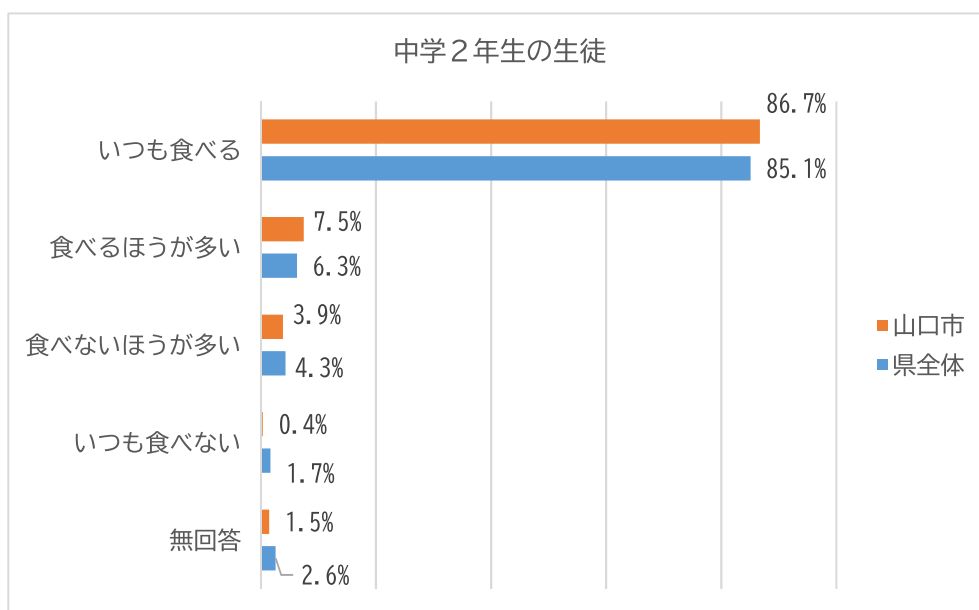
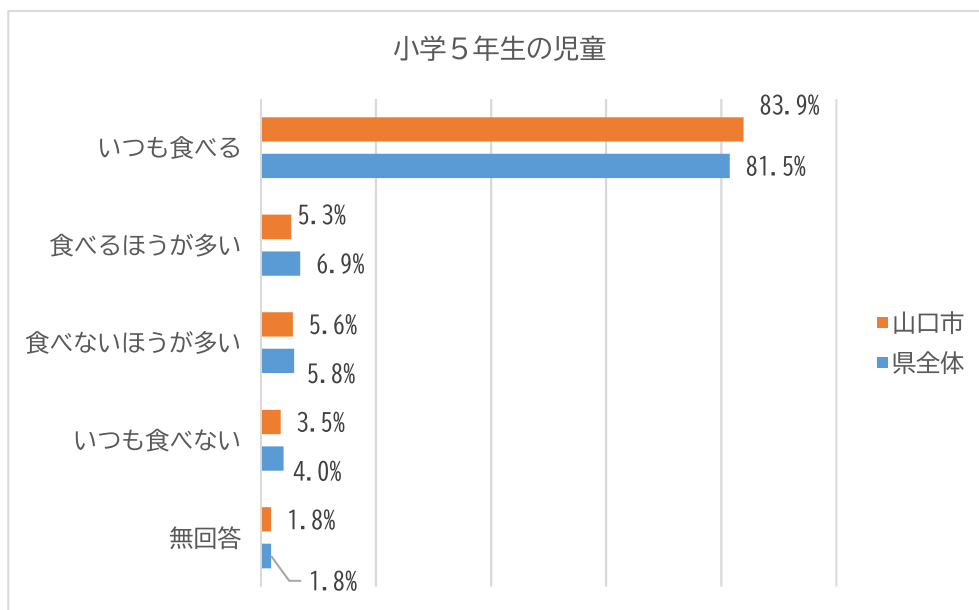


③ 生活に関すること

- ・ 毎日朝食を食べない子どもが、小中学生とも25%程度見受けられます。
- ・ 家庭内でのコミュニケーション不足といった傾向が見られます。
- ・ 子どもの自己肯定感が低い現状が見られます。

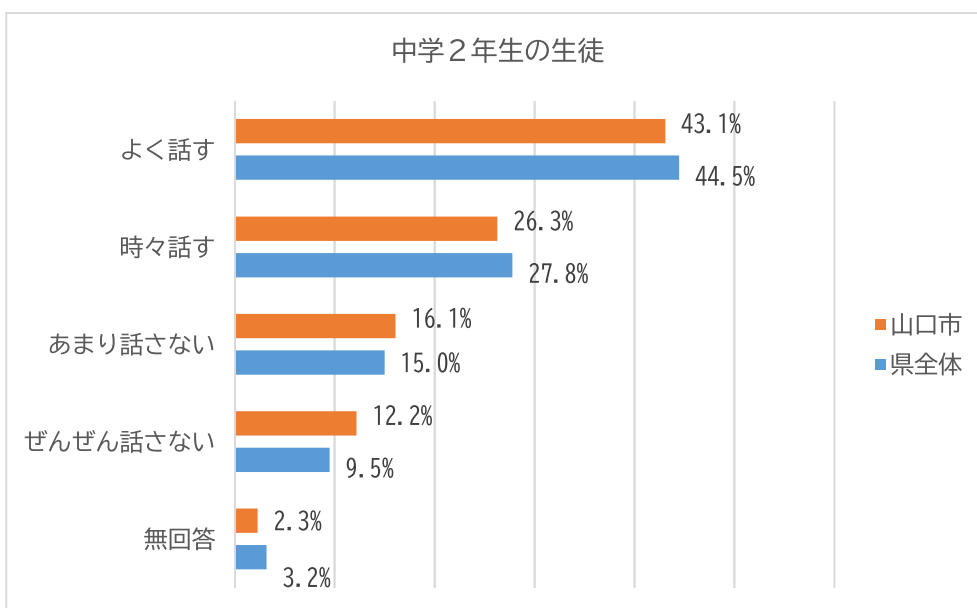
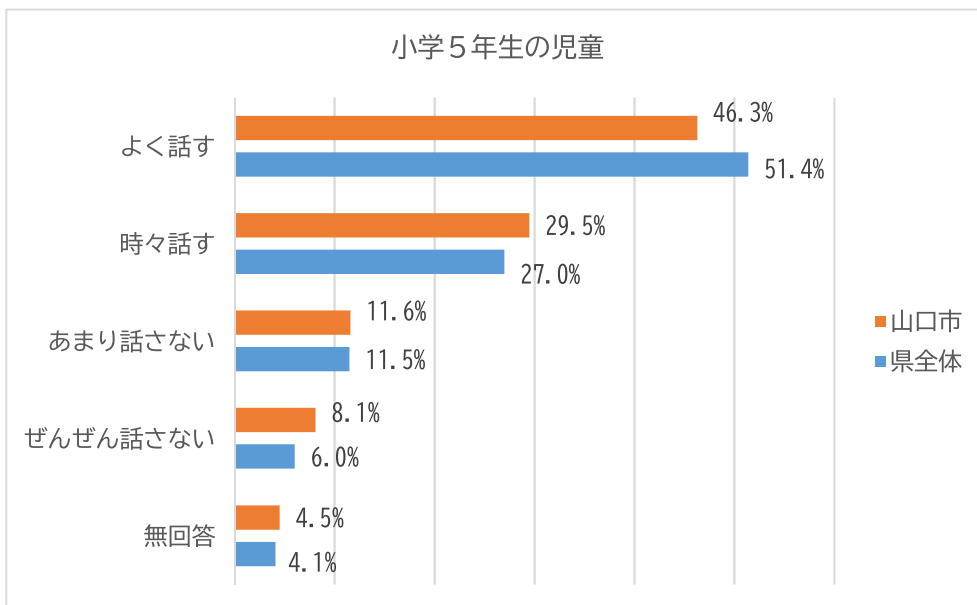
(ア) 朝食の状況

平日に朝食を「いつも食べない」と回答した児童生徒の割合は、小学5年生で3.5%、中学2年生は0.4%となっております。



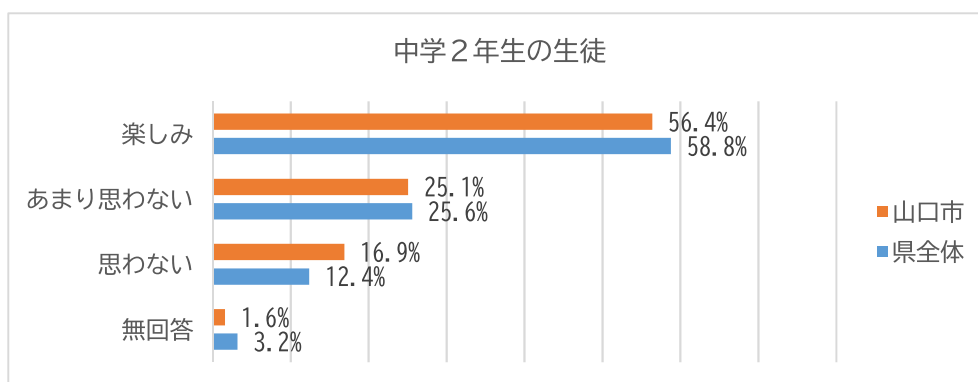
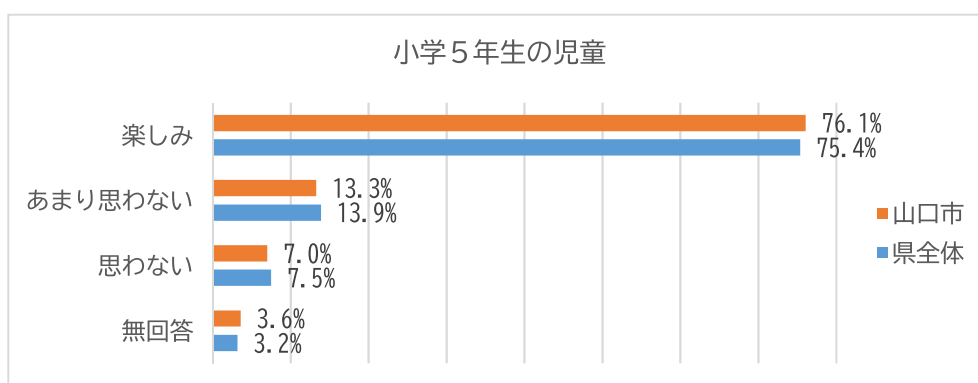
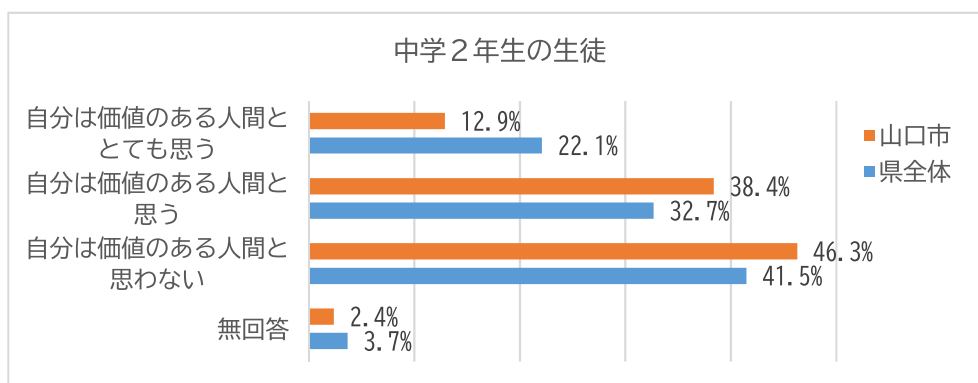
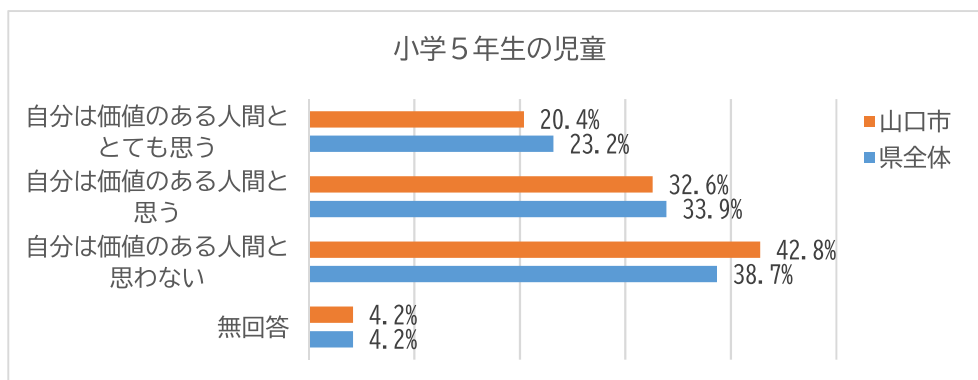
(イ) 家族との会話

家族との会話頻度について「ぜんぜん話さない」と回答した児童生徒の割合は、小学5年生で8.1%、中学2年生で12.2%となっており、県の平均値を上回っています。



(ウ) 自己肯定感

- 「自分は価値のある人間と思わない」と回答した児童生徒の割合は、小学5年生で42.8%、中学2年生で46.3%となっており、県の平均値を上回っています。
- 「自分の将来が楽しみ」と回答した児童生徒の割合は、小学5年生で76.1%、中学2年生で56.4%となっており、中学2年生で県の平均値を下回っています。

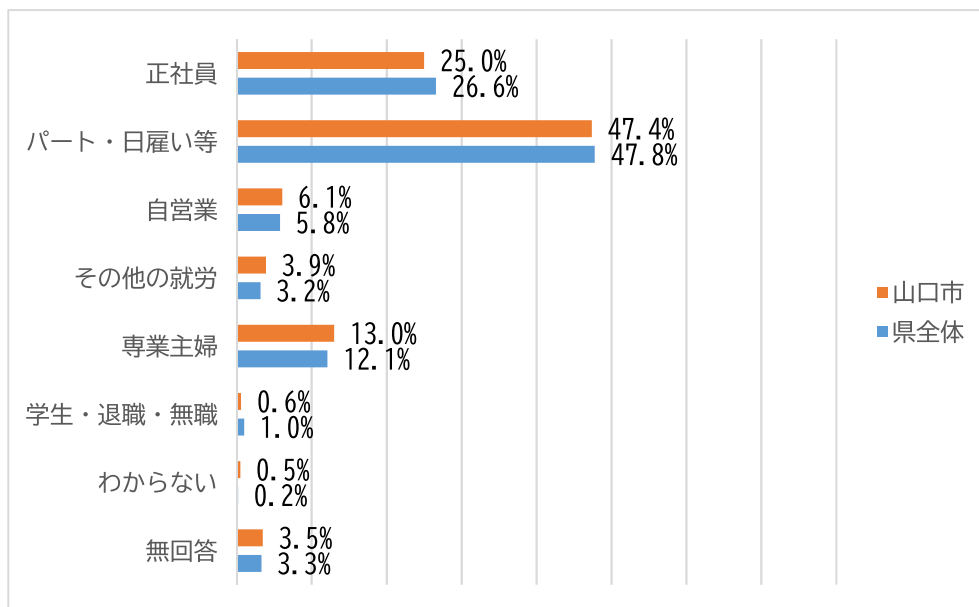


④ 就労・経済状況に関すること

- ・ 現在の暮らしが「苦しい」と感じている保護者が半数近く見られます。
- ・ 経済的な理由で食料や衣服が買えなかった経験のある保護者が2割程度見られます。

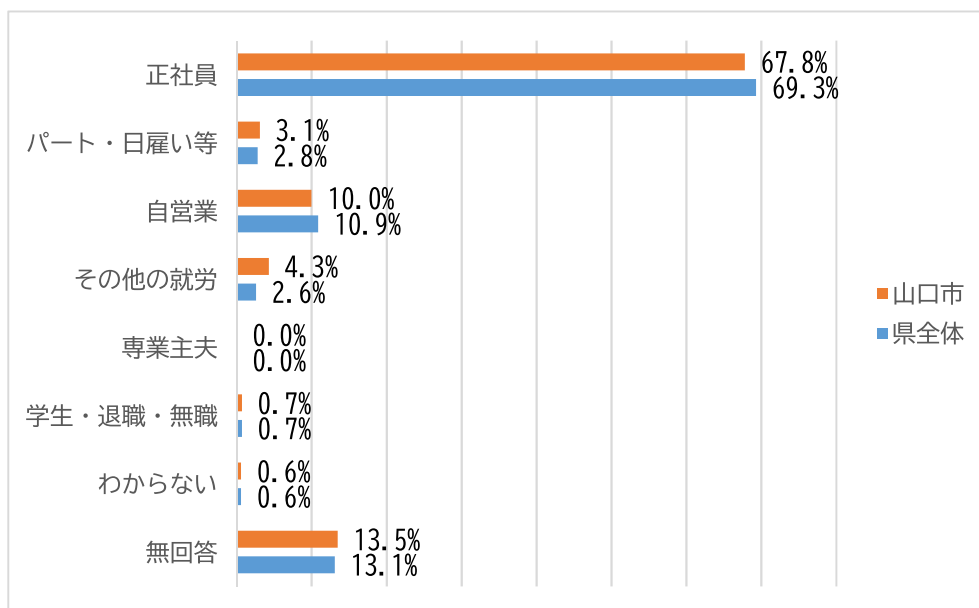
(ア) 母親の就業状況

「パート・日雇い等」と回答した割合が最も多く、次いで「正社員」が多くなっています。



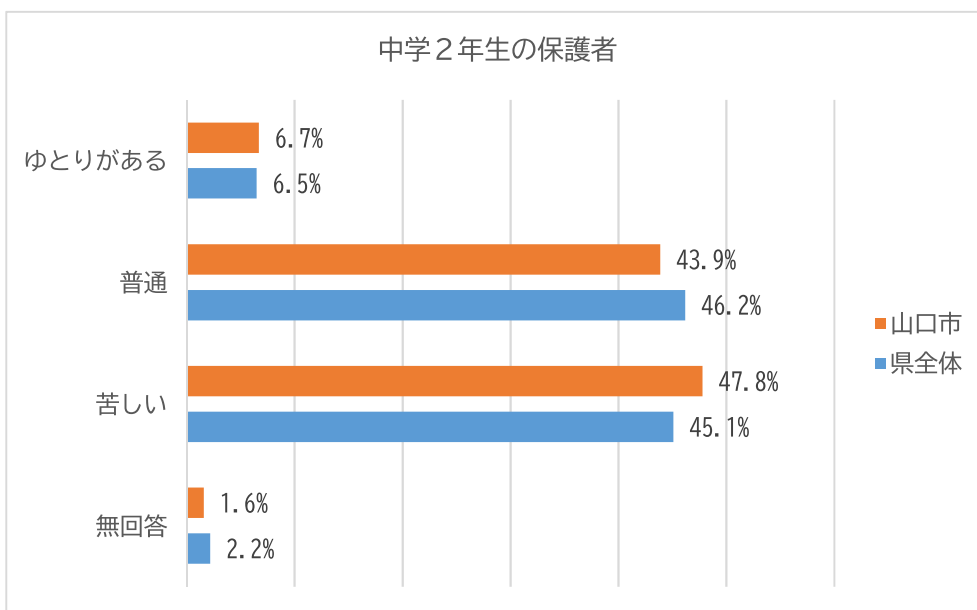
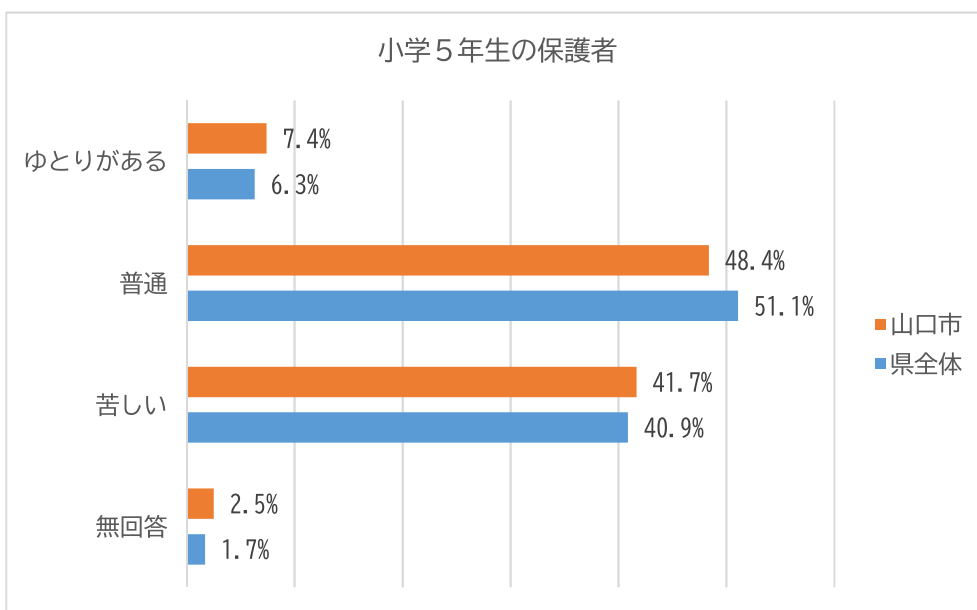
(イ) 父親の就業状況

「正社員」と回答した割合が最も多くなっています。



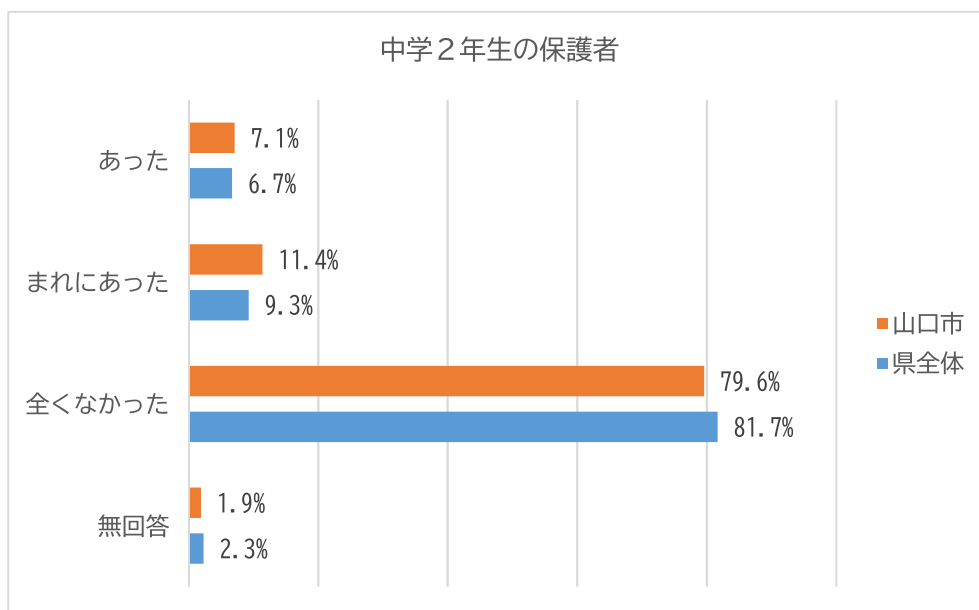
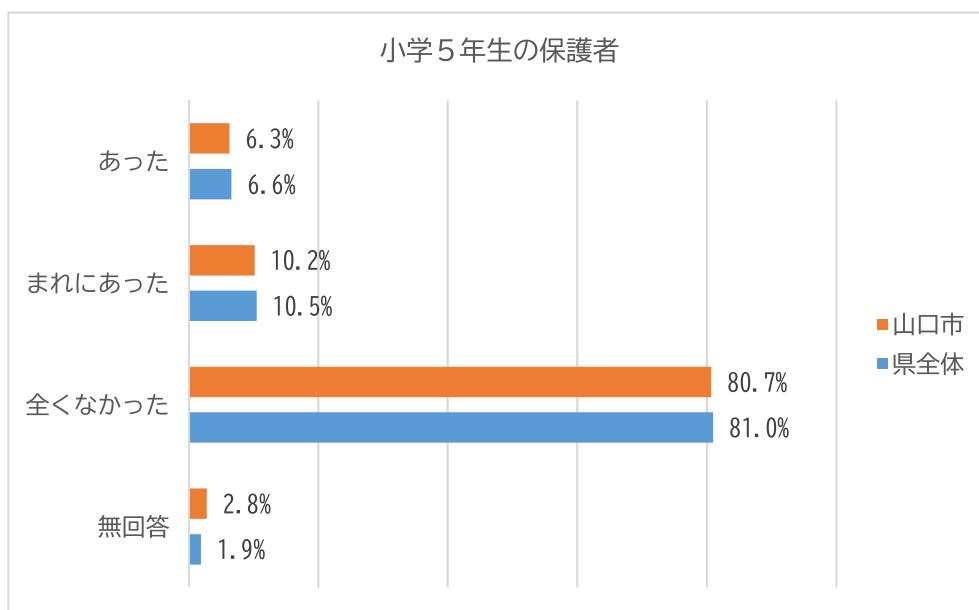
(ウ) 現在の暮らしの状況

「苦しい」と回答した保護者の割合は、小学5年生では41.7%、中学2生では47.8%となっています。



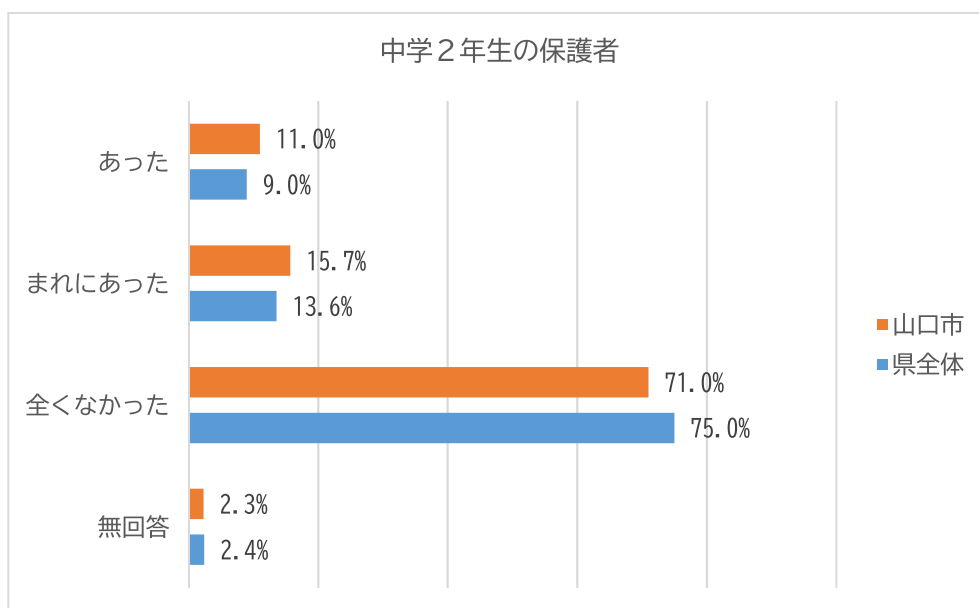
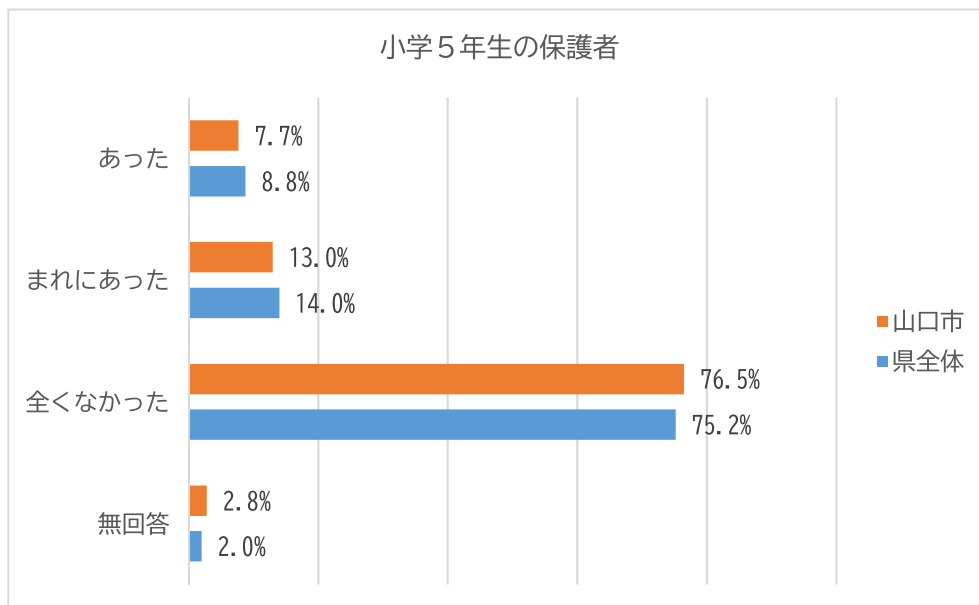
(エ) 食料が買えなかった経験

過去1年間に経済的な理由で食料が買えなかった経験について、「あった」と回答した保護者の割合は、小学5年生では6.3%、中学2年生では7.1%となっています。



(オ) 衣服が買えなかった経験

過去1年間に経済的な理由で衣服が買えなかった経験について、「あった」と回答した保護者の割合は、小学5年生では7.7%、中学2年生では11.0%となっており、中学2年生で県の平均値を上回っています。



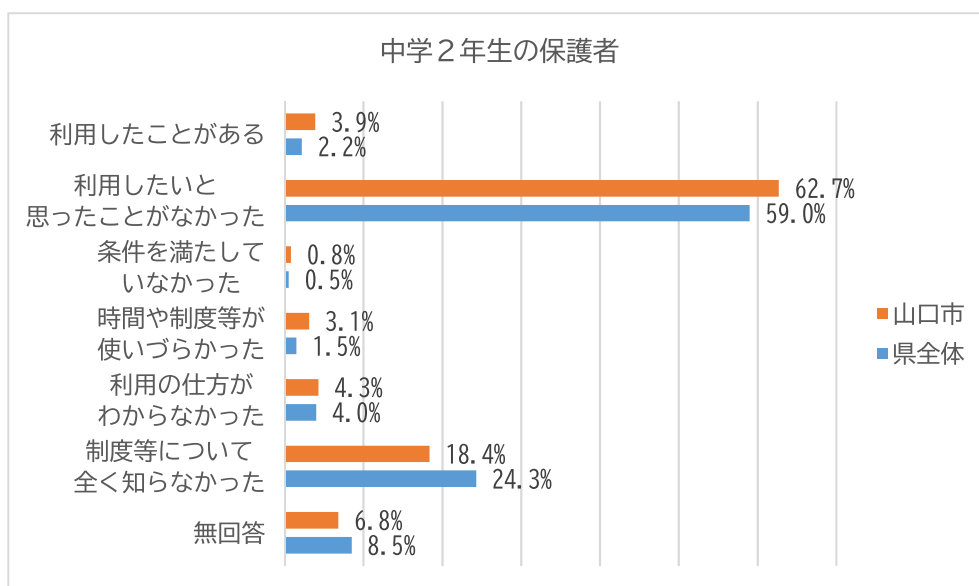
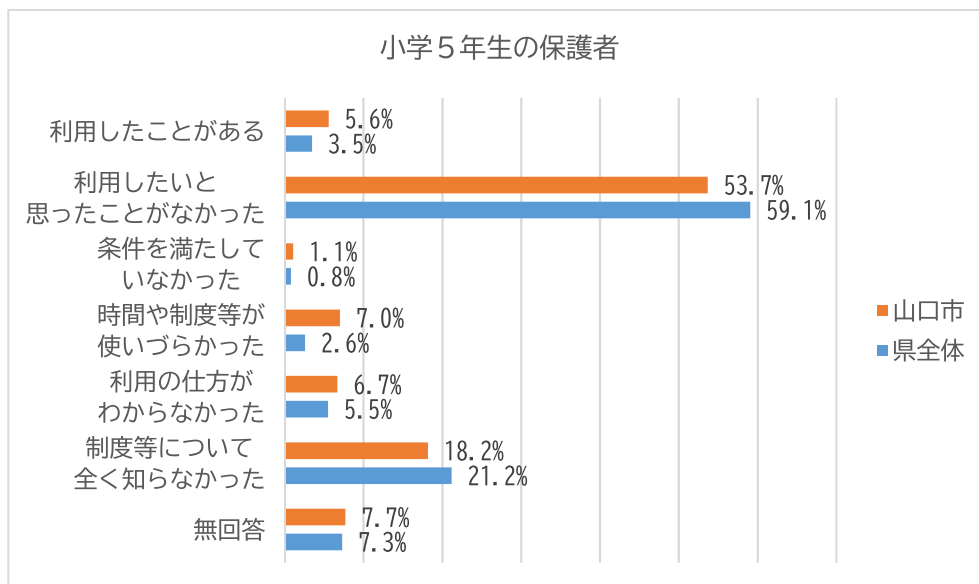
⑤ 制度利用・相談に関すること

- ・ 子ども食堂の制度を知らなかったとする保護者が2割程度見られます。
- ・ 相談窓口や方法を知らなかったり、抵抗感があったりする保護者が1割程度見られます。

(ア) 各種支援制度の利用経験

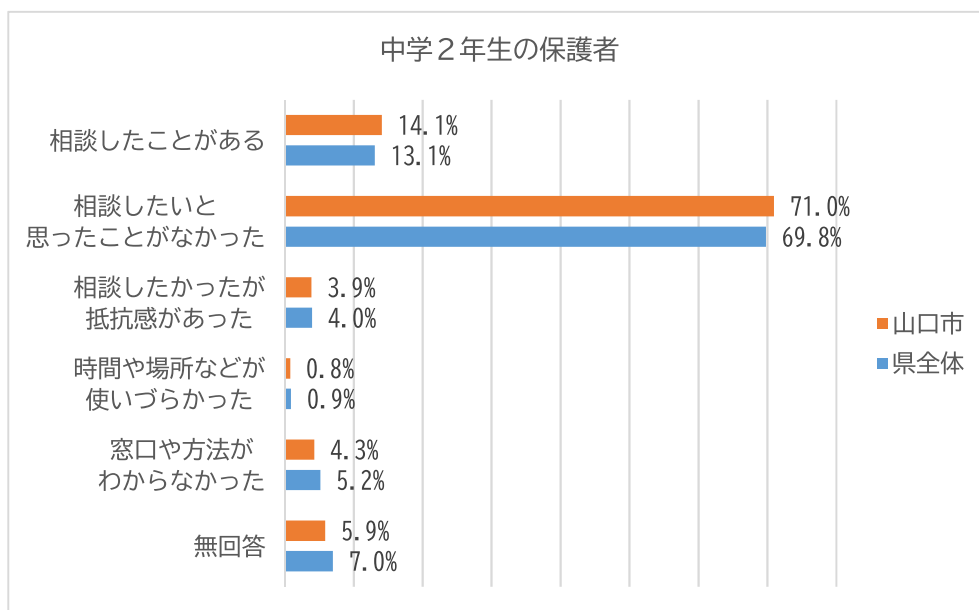
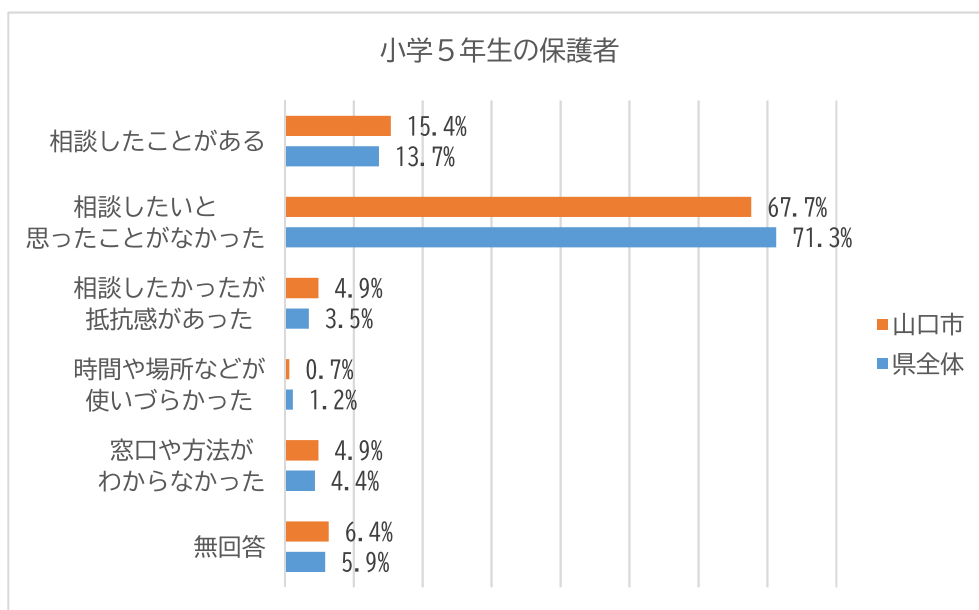
各種支援制度のうち「子ども食堂」について、「利用したことがある」と回答した保護者の割合は、小学校5年生で5.6%、中学2年生で3.9%となっており、県の平均値を上回っています。県全体の調査結果では、生活困難層の方が、非生活困難層よりも「利用したことがある」と回答した割合が高くなっています。

一方、「制度等について全く知らなかった」と回答した保護者の割合は、小学校5年生で18.2%、中学2年生で18.4%となっております。県全体の調査結果では、生活が困難になるほど「制度等について全く知らなかった」と回答した割合が高くなっています。



(イ) 相談窓口

市の窓口で「相談したことがある」と回答した保護者の割合は、小学5年生で15.4%、中学2年生で14.1%となっています。



■生活保護世帯等

① 世帯数の推移（単位：世帯、％）

生活保護世帯は減少傾向にあります。

自治体	項目	H28	H29	H30	R1	R2
山口市	被保護世帯数	1,179	1,146	1,123	1,117	1,113
	保護率	7.69	7.42	7.19	7.20	7.07
山口県	被保護世帯数	12,578	12,355	12,066	11,805	11,496
	保護率	11.4	11.1	10.8	10.6	10.3

（資料：地域福祉課）

② 生活保護受給者数（18歳未満）（人、％）

18歳未満の生活保護受給者数は減少傾向にあります。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
受給者数	208	179	166	167	147
全体割合	13.3	12.1	11.8	11.8	10.9

（資料：地域福祉課）

■就学援助受給者数（人、％）

受給者数は減少傾向にあります。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
受給者数	3,918	3,709	3,415	3,107	2,958
全体割合	25.6	24.5	22.9	21.2	20.2

（資料：学校教育課）

(2) 課題（【 】内は(1)現状の関連事項）

① 教育に関する課題

- (ア) 家庭の経済状況や保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもが安心して教育を受けることができるように支援をすることが必要です。【現状②の(ア)(イ)(ウ)】
- (イ) 保護者の経済的な理由から、進学を断念せざるを得ない状況も見られます。未来へ希望を持って進んでいけるように支援をすることが必要です。【現状②の(エ)(オ)】

② 生活に関する課題

- (ア) 正しい生活習慣を身につけるための支援をすることが必要です。【現状③の(ア)】
- (イ) 保護者と子どもが時間と心にゆとりを持てるように支援することが必要です。
【現状③の(イ)】
- (ウ) 保護者と子どもが悩みや困りごとを相談できる場をつくることが必要です。
【現状③の(イ)】
- (エ) 子どもたちが社会生活を営む上で、必要な力を身につけられるよう、多様な世代の人たちとふれあい、様々な経験を積ませることが必要です。【現状③の(ウ)】

③ 就労・経済状況に関する課題

- (ア) 仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりが必要です。
【現状④の(ア)(イ)】
- (イ) 生活が困窮している家庭には、経済的な支援だけでなく、現物給付を含めた様々な必要な支援を組み合わせることが必要です。【現状④(ウ)(エ)(オ)】

④ 制度利用・相談に関する課題

- (ア) 子育ての不安や悩みについて、わかりやすく情報を提供できる仕組みや相談しやすい体制を構築することが必要です。【現状⑤(ア)(イ)】
- (イ) 支援が届かない・届きにくい子どもや家庭とつながり、必要な支援を届けることが必要です。【現状⑤(ア)(イ)】
- (ウ) 貧困問題は、複合的な要素が絡むことが多いため、関係機関が連携し、様々な支援を組み合わせ、その効果を高め、切れ目のない支援をすることが必要です。
【現状⑤(ア)(イ)】

5 施策の方向性

(1)基本目標

すべての子どもが、生まれ育った環境によってその将来が閉ざされることのないよう、夢と希望をもって成長していけるまち 山口

(2)基本方針

■基本方針① 子どもの育ちと学びへの支援（教育の支援）

家庭の経済的状況に関わらず、すべての子どもが能力、可能性を最大限伸ばして、自分の現在及び将来を自ら選択し、それぞれの夢に挑戦できるよう、育ちと学びの機会を支援します。

■基本方針② 生活の安定に向けた支援（生活、就労、経済的支援）

子どもや保護者が、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けて、妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない支援に取り組めます。

■基本方針③ 連携、協力による支援（早期発見のための取組）

貧困の状況にある家庭や子どもが、社会的孤立に陥ることのないよう、幅広い分野の取組みを総合的に進めるとともに、関係機関と連携、協力し、各種支援に取り組めます。また、各種制度や施策の周知を図ります。

6 施策体系

3つの基本方針に基づき、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び山口県の「山口県子どもの貧困対策推進計画」に規定する施策体系に沿った取り組みに、本市独自の施策として、「5 早期発見のための取組」を加えて進めていきます。

1 教育の支援
(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
① 幼児教育・保育の無償化
② 多子世帯への支援
③ 幼児教育・保育の質の向上
(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等
② 学校教育による学力保障
(3) 大学等進学に対する教育機会の提供
① 高等教育の就学支援
(4) 特に配慮を要する子どもへの支援
① 障害のある児童生徒等への支援
(5) 教育費負担の軽減
① 義務教育段階の就学支援の充実
② 生活困窮世帯への進学費用等の負担軽減
③ ひとり親家庭への進学費用の負担軽減
(6) 地域における学習支援等
① 地域学校協働活動における学習支援等
② 生活困窮世帯等への学習支援等
(7) その他の教育支援
① 学校教育を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
② 多様な体験活動の機会の提供
2 生活の安定に資するための支援
(1) 妊娠・出産・子育てに資するための支援
① 妊娠・出産・子育てに資するための支援
② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
(2) 保護者の生活支援
① 保護者の自立支援
② 保育等の確保
③ 保護者の育児負担の軽減
④ 医療費に係る負担軽減
(3) 子どもの生活支援
① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援
② 食育の推進に関する支援
(4) 住宅に関する支援
(5) 支援体制の強化
① 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
② 相談職員の資質向上
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
(1) 職業生活の安定と向上のための支援
① 仕事と子育ての両立に向けた支援
(2) ひとり親に対する就労支援
① ひとり親家庭の親への就労支援
② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
① 就労機会の確保
4 経済的支援
—
① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
② その他
5 早期発見のための取組

7 主な取組内容

① 教育の支援

基本施策	施策	事務事業	事業内容
(1)幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	①幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳の全ての子ども及び0歳から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもの利用料を補助し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。
	②多子世帯への支援	民間保育サービス施設支援事業等	各保育施設の保育料について、その保護者に対し助成を行います。
	③幼児教育・保育の質の向上	保育士等人材確保事業	保育現場の人材確保に取り組みます。
(2)地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	子どもの笑顔づくり支援事業	家庭の事情などにより、児童や生徒が正常な学校生活を送れていない場合に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣し、関係機関へ繋がります。
	②学校教育による学力保障	学習支援事業	児童や生徒一人一人に応じたきめ細かな授業を行うため、学校の実情に応じて補助教員を配置します。
(3)大学等進学に対する教育機会の提供	①高等教育の就学支援	山口市奨学金貸与事務	進学の意欲と能力を有する者が、経済的理由により進学が困難な者に対し、奨学金を無利子で貸与します。
(4)特に配慮を要する子どもへの支援	①障害のある児童生徒等への支援	障害児施設サービス給付事業	障がい児通所支援を利用する子どもの利用料を補助し、経済的負担の軽減を図ります。
(5)教育費負担の軽減	①義務教育段階の就学支援の充実	要・準要保護児童就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童や生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の援助費を支給します。

基本施策	施策	事務事業	事業内容
(5)教育費負担の軽減	②生活困窮世帯への進学費用等の負担軽減	生活保護事務	生活保護受給者に、次の支援を行います。 ・小中学校で必要な教育扶助費 ・高等学校で必要な生業扶助費 ・大学等進学時に進学準備給付金を支給
	③ひとり親家庭への進学費用の負担軽減	母子父子福祉対策事業	ひとり親の経済的な負担を軽減するため、修学資金などの貸付による支援を行います。
(6)地域における学習支援等	①地域学校協働活動における学習支援等	子どもの居場所づくり推進事業	小学1年生から中学3年生の児童、生徒を対象に、放課後や週末などにおいて、地域住民等の参画を得ながら安心して気軽に集える居場所を開設します。
	②生活困窮世帯等への学習支援等	生活保護事務 【再掲】	生活保護受給者に、次の支援を行います。 ・学習支援員による就学支援 (中学3年生)
(7)その他の教育支援	①学校教育を通じた子どもの食事・栄養状態の確保	生活保護事務 【再掲】	生活保護受給者に、次の支援を行います。 ・小中学校で必要な教育扶助費

② 生活の安定に資するための支援

基本施策	施策	事務事業	事業内容
(1)妊娠・出産・子育てに資するための支援	①妊娠・出産・子育てに資するための支援	家庭教育訪問支援事業 家庭教育講座開催事業	家庭教育アドバイザーによる子育てに関する個別相談や家庭教育講座の開催、保護者間の交流の場の提供等を行います。また、広報紙等を活用して家庭教育に関する情報発信を行います。
	②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	母子生活支援施設入所措置事業 やまぐち母子健康サポートセンター(妊娠・出産包括支援事業)	専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、入所措置を行い、地域の生活を支援します。 関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を継続的・包括的に行います。
(2)保護者の生活支援	①保護者の自立支援	家庭児童相談事業 【再掲】	子育ての悩みや困りごとの相談に応じたり、必要な情報提供を行います。内容によっては、他の関係機関と連携して問題解決にあたります。
	②保育等の確保	放課後児童クラブ運営事業	放課後、留守家庭児童となる小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営を実施します。
	③保護者の育児負担の軽減	保育園・幼稚園特別保育事業	延長保育、一時預かり保育を行います。
	④医療費に係る負担軽減	乳幼児医療費助成事業	小学校入学前の乳幼児を対象に、保険診療の医療費の自己負担分を助成します。
(3)子どもの生活支援	①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援	こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもが定期的集える場所をつくり、ボランティア等による生活支援(食事の提供)や学習支援を行います。
(5)支援体制の強化	①生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	自立相談支援事業	生活困窮者やその家族からの相談に応じ、必要なサービスにつなげます。
		母子父子福祉対策事業【再掲】	母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行います。

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

基本施策	施策	事務事業	事業内容
(1)職業生活の安定と向上のための支援	①仕事と子育ての両立に向けた支援	自立支援サービス整備事業	生活保護受給者に、次の支援を行います。 ・求職活動や就労に伴い、保育園入園料や一時保育料が必要な場合に、これを支給します。
(2)ひとり親に対する就労支援	①ひとり親家庭の親への就労支援	母子・父子家庭自立支援給付事業	教育訓練講座や資格取得のための養成機関に就学するひとり親家庭の父・母に対して、給付金を交付します。
	②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	子育て支援短期利用事業	保護者の休日勤務などから、家庭による養育が一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合などにおいて、児童福祉施設等で一定期間、児童を養育、保護をします。
(3)ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	①就労機会の確保	自立相談支援事業	生活困窮者やその家族からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。

④ 経済的支援

基本施策	施策	事務事業	事業内容
	①児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施	児童手当支給事業	子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、中学校終了までの児童を養育している方に対し、手当を支給します。
		児童扶養手当等支給事業	父母の離婚などで、父又は母と生計が同一でない児童を対象に、育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、手当を支給します。
	②その他	各種減免制度	保育料、病児保育利用料、放課後児童クラブ保育料
		実費徴収補足給付事業	生活保護受給世帯等の子どもの教育・保育に必要な物品の購入に要する費用などについて、費用の一部を補助します。

⑤ 早期発見のための取組

基本施策	施策	事務事業	事業内容
—	—	山口市子どもの貧困対策連絡会議	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子どもの貧困対策について関係部局との円滑な連絡調整等を行うことを目的に設置しています。
		要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもや、ヤングケアラーなどの要保護児童等の早期発見やその適切な保護を図るため、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援に関する協議を行います。
		家庭児童相談室	児童の養育、ネグレクトといった虐待などの相談やひとり親家庭の相談を受けています。児童に関する様々な問題や相談に対応する家庭児童相談員と、ひとり親家庭・寡婦世帯の生活全般や自立の相談に対応する、母子・父子自立支援員が常駐しています。
		山口市子ども家庭総合支援拠点	すべての子どもとその家庭、妊産婦を対象に、やまぐち母子健康サポートセンター・やまぐち子育て福祉総合センター・家庭児童相談室の3機関を中核とする家庭総合支援拠点が市内の各支援機関と連携して支援します。
		各種団体との連携	子ども食堂を運営している社会福祉法人、NPO法人や、保育・教育関係などと連携し、社会で見守る仕組みを整え、支援を必要としている人に支援を届けるよう、取り組みを進めます。

8 子どもの貧困に関する指標

国においては、「子供の貧困対策に関する大綱」において39の指標を設定し、指標の改善に向けて、施策に取り組んでいます。

県は、国の大綱で設定された39の指標のうち、数値の把握が可能な21項目について指標が設定され、指標改善に向けて、施策に取り組んでいます。また、県独自の指標として、子どもの居場所づくりが設定され、目標達成に向けて施策を展開しています。

本市におきましては、国の大綱で設定された39の指標のうち、数値の把握が可能な10項目について指標を設定し、指標改善に向けて、施策に取り組みます。また、市独自の指標を設定し、目標達成に向けて施策を展開します。

(黒塗りは数値の把握が不可)

指標		単位	国指標 (計画策定時)	県指標 (計画策定時)	市指標 (直近値)	
1 教育の支援						
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	%	93.7%	87.0%	77.7%	
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	%	4.1%	3.5%	0.0%	
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	%	36.0%	26.9%	37.5%	
4	児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	%	95.8%	84.2%	
5		高等学校等卒業後	%	30.8%	51.7%	
6	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)	%	81.7%			
7	ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	%	95.9%		
8	ひとり親家庭の子供の進学率	高等学校等卒業後	%	58.5%		
9	全世帯の子供の高等学校中退率 ※県と市は公立の指標	%	1.4%	1.5%		
10	全世帯の子供の高等学校中退者数 ※県と市は公立の指標	人	48,594人	550人		
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校 ※県と市は公立の指標	%	50.9%	51.6%	45.5%
12		中学校 ※県と市は公立の指標	%	58.4%	73.5%	76.5%
13	スクールカウンセラーの配置率	小学校 ※県と市は公立の指標	%	67.6%	100.0%	100.0%
14		中学校 ※県と市は公立の指標	%	89.0%	100.0%	100.0%
15	就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	%	65.6%	68.4%	100.0%	
16	新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況	小学校	%	47.2%	94.7%	100.0%
17		中学校	%	56.8%	100.0%	100.0%
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	人	—		
19		短期大学	人	—		
20		高等専門学校	人	—		
21		専門学校	人	—		

2 生活の安定に資するための支援						
22	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金	%	14.8%	
			ガス料金	%	17.2%	
			水道料金	%	13.8%	
23		子供がある全世帯	電気料金	%	5.3%	3.4%
			ガス料金	%	6.2%	3.4%
			水道料金	%	5.3%	4.0%
24	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料	%	34.9%	
			衣服	%	39.7%	
25		子供がある全世帯	食料	%	16.9%	16.5%
			衣服	%	20.9%	22.6%
26	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談	%	8.9%	
			いざという時のお金の援助	%	25.9%	
27		等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談	%	7.2%	
			いざという時のお金の援助	%	20.4%	
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援						
28	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	%	80.8%	84.9%	
29		父子世帯	%	88.1%	89.7%	
30	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	%	44.4%	50.5%	
31		父子世帯	%	69.4%	74.4%	
4 経済的支援						
32	子供の貧困率	国民生活基礎調査		%	13.9%	
33		全国消費実態調査		%	7.9%	
34	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査		%	50.8%	
35		全国消費実態調査		%	47.7%	
36	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	%	42.9%	56.3%	
37		父子世帯	%	20.8%		
38	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯		%	69.8%	
39		父子世帯		%	90.2%	

(県独自指標)

項目		単位	県指標 (計画策定時)	県目標値 (R6年度)
・子どもの居場所づくり				
1	生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数	市町	11	増加させる
2	「子ども食堂」箇所数	箇所	27	100箇所以上

(市独自指標)

項目		単位	市指標 (計画策定時)	市目標値 (R6年度)	
1	自分には、よいところがあると思いますか (全国学力学習状況調査)	小学6年生	%	77.1%	上昇させる
		中学2年生	%	76.9%	上昇させる
2	子どもの発育や育児など子育てに関する不安や悩みを解決できていますか(山口市まちづくりアンケート)	%	62.9%	上昇させる	